

# 財団法人郡山市文化・学び振興公社寄附行為

昭和 59 年福島県教育委員  
会指令教総 第 251 号  
昭和 59 年 7 月 21 日  
財団法人郡山市文化施設  
管理公社寄附行為第 1 号

## 第 1 章 名称及び事務所

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人郡山市文化・学び振興公社という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福島県郡山市堤下町 1 番 2 号に、従たる事務所を同県郡山市虎丸町 7 番 7 号及び同県郡山市喜久田町堀之内字畑田 23 番地に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、市民文化の振興、労働福祉の増進及び文化財の調査研究を行うとともに、生涯学習の推進を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・文化・芸術の振興に関する事業
- (2) 勤労者の職業訓練、福利厚生、文化、生涯学習等に関する事業
- (3) 文化財の調査・研究及び保護・知識の普及等に関する事業
- (4) 前条の目的を達成するために郡山市が設置する別表に掲げる施設の管理運営に関する事業
- (5) 中小企業勤労者総合福祉推進に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事情があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事及び福島県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が編成し、その事業年度開始前に、理事会の承認を得なければならない。会計年度開始後に事業計画及び収支予算を変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、新たな予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、予算が承認された場合新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 この法人の事業報告、収支計算書類及び財産目録は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経て、福島県知事及び福島県教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計)

第14条 この法人の会計は、公益法人会計基準による。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### 第4章 役員

(役員の種類及び任命)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 10名以上14名以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

2 理事長は、郡山市副市長の職にある者をもって充てる。

3 理事は、理事長を除き、評議員会が選任し、理事長が任命する。

4 副理事長及び専務理事は、理事の中から理事会の承認を得て理事長が任命する。

5 監事は、郡山市会計管理者の職にある者をもって充てるほか、評議員会が選任し、理事長が任命する。

6 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

7 特定の理事とその親族その他の特別の関係にある理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

8 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、この法人の庶務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) この法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は福島県知事及び福島県教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間と

する。

- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員(理事長及び郡山市収入役の職にある監事を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員総数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第24条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して理事会招集の請求があったときは、理事長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。

- 2 理事長は、理事会を招集するときは、理事に対し、あらかじめ文書をもって、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を通知しなければならない。

(議長、定足数等)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第26条 理事は、やむを得ない理由により、理事会に出席できないときは、あら

かじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定に基づき、書面表決又は表決の委任をした理事は、前条第2項及び第3項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第28条 この法人に評議員10名以上14名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

- 4 特定の評議員とその親族その他の特別な関係にある評議員の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

- 5 第19条及び第21条の規定は、評議員の任期及び報酬等について準用する。この場合において、第19条及び第21条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任)

第29条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員会の構成及び権能)

第30条 評議員会は評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じて、法人の重要な事項に関し、理事長に建議す

ることができる。

3 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について評議員会に諮問し、同意を得なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。

(4) 第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること。

(5) その他理事会で必要と認めた事項

(評議員会の開催及び招集)

第31条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が第18条第4号の規定に基づいて招集する場合

2 第24条の規定は、評議員会の招集について準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第32条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第33条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第34条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第35条 やむを得ない理由により評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条で準用する第27条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 第27条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(理事会への委任)

第37条 第30条から前条までに定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な

事項は、理事会で定める。

## 第7章 事務局等

(事務局等)

第38条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局に、必要な職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び事務分掌、職員の給与等については、理事長が理事会の議決を経て定める。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事及び福島県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事及び福島県教育委員会の承認があったとき解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、福島県知事及び福島県教育委員会の許可を得て、郡山市に寄附するものとする。

## 第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
  - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
  - (3) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
  - (4) 事業報告書及び収支計算書
  - (5) 事業計画書及び収支予算書
  - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (7) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第4号及び第5号の書類は10年以上、同項第6号及び第7号の書類は永年、同項第8号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(委任)

第42条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、管理公社の設立について、福島県教育委員会の許可を得た日

から施行する。

(設立当初の会計年度)

- 2 管理公社の設立当初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和 60 年 3 月 31 日までとする。

(設立当初の役員及び役員の任期)

- 3 管理公社の設立当初の役員は、第 16 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとする。ただし、その任期は、第 19 条の規定にかかわらず、昭和 60 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (昭和 59 年福島県教育委員会指令教総第 437 号)

この寄附行為は、昭和 59 年 12 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 3 年福島県教育委員会指令教総第 44 号)

この寄附行為は、福島県教育委員会の認可を得た日から施行する。

附 則 (平成 11 年福島県教育委員会指令教文第 837 号)

この寄附行為は、福島県教育委員会の認可を得た日から施行する。

附 則 (平成 17 年福島県教育委員会指令生学第 1563 号)

- 1 この寄附行為の変更は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この法人に置く役員の数については、平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に限り、第 16 条第 1 項第 3 号中「専務理事 1 名」とあるのは「専務理事 3 名以内」と、同項第 4 号中「10 名以上 14 名以内」とあるのは「12 名以上 16 名以内」とする。
- 3 この寄附行為の変更当初の役員の任期は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 18 年福島県指令第 1086 号・平成 18 年福島県教育委員会指令生学第 2476 号)

この寄附行為の変更は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年福島県教育委員会指令生学第 2233 号)

この寄附行為の変更は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年福島県教育委員会指令生学第 2273 号)

この寄附行為の変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年福島県教育委員会指令生学第 2484 号)

この寄附行為の変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	受 託 施 設
郡 山 市	1 郡山市民文化センター 2 郡山市文学資料館 3 郡山市久米正雄記念館 4 郡山市ふれあい科学館 5 郡山市青少年会館 6 郡山市労働福祉会館 7 郡山地域職業訓練センター 8 西部体育館 9 西部第二体育館 10 西部庭球場 11 西部スポーツ広場 12 西部サッカー場 13 郡山相撲場 14 大槻公園 15 郡山市男女共同参画センター